

別紙

漁業法第31条の規定による漁獲量等の公表について
(千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等)

漁業法第31条の規定により、知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)*」の漁獲量等を公表します。

令和8年3月19日

千葉県知事

1 漁獲量等の公表を行う管理区分

知事管理区分「千葉県くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(1月から3月まで)*」

*千葉県資源管理方針八五(2)エに規定する知事管理区分

2 漁獲可能量に対する漁獲量の割合(令和8年3月18日現在)

約70パーセント (A/B)

※漁獲量(A) : 40.9トン (概数)

漁獲可能量(B) : 58.9トン

(令和8年1月1日から令和8年3月31日までの期間)